

# 固定資産評価審査申出取下書

年 月 日

(あて先)  
阪南市固定資産評価審査委員会 様

審査申出人 (代理人)

住 所

氏 名

地方税法第 433 条第 11 項で準用する行政不服審査法第 27 条の規定に基づき、下記の固定資産評価審査申出を取り下げます。

## 記

1. 審査申出年月日
2. 申出に係る固定資産の表示
  - (1) 土地、家屋、償却資産の別
  - (2) 地番、家屋番号又は償却資産の名称

- (注) 1. 代理人は、申出人から取下げについての特別の委任を受けたことを証する書面を添付しなければ、この取下げをすることはできません。
2. 総代は、この取下げをすることはできません。この場合は、申出人が個々に取下げなければなりません。
3. 申出人が法人その他の社団又は財団である場合は、主たる事務所、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載してください。